

# 安倍政権と 安保法制・憲法・外交・基地問題

五十嵐 仁

---

はじめに

- 1 平和安全保障法制の成立と施行
- 2 憲法改正に向けての動き
- 3 日本外交の大転換——対米従属と中国包囲網の形成
- 4 在日米軍基地・自衛隊基地をめぐる問題

むすび

はじめに

昨年は「安保の年」であった。新日米安保条約の改定をめぐる「60年安保」、その固定期限終了に際して条約の廃棄を求めた「70年安保」につぐ「(20)15年安保」だとする評価もある。安倍首相が言うところの「平和安全保障法制（以下、安保法制）」の成立をめぐる大きな反対運動が生じたからである。

このような国民的な運動の高揚は久しぶりのことであり、それだけに注目され、日本社会にも大きな衝撃を与えた。それには十分な理由がある。安倍内閣になってから日本政府の外交・安全保障政策が大きく転換し「暴走」だとして強い反発を呼び起こしたからである。

このような外交・安全保障政策の大転換と安保法制の整備は日米同盟を大きく変え、沖縄・辺野古をはじめとした在日米軍の新基地建設、自衛隊基地の再編・強化、社会の各方面における軍事化の進展に連動し、さらには現行憲法の改定に向けての動きを生み出している。それは日本の平和と安全を守るために必要なことだと説明されてきた。果たして、そうだろうか。

安保法制については「違憲」で立憲主義を破壊するものだとの批判があり、改憲に向けて自民党は憲法改正草案<sup>(1)</sup>を発表しているが、その内容は現行憲法の原理に反し、近代憲法の原則を踏みにじるものではないかとの懸念も示されている。着実に進む基地強化や軍事化の既成事実化に対しても沖縄県民などによる強い反発と警戒の目が向けられている。

これらの問題について立憲主義の立場から検証し、日本の安全を守るための方策としての正否について考えてみたい。いずれも重要な問題だが、紙数の関係で概観するにとどまらざるを得ない。

---

(1) 自民党憲法改正草案については [https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/130250\\_1.pdf](https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/130250_1.pdf) を参照。

## 1 平和安全保障法制の成立と施行

### (1) 集団的自衛権の行使容認についての違憲の疑い

第2次安倍政権になってから、突如として安全保障に関する法整備の課題が浮上した。周辺諸国の安全保障環境が悪化したという理由が掲げられたが、法そのものは「周辺」だけを対象としたものではなく、地球全体をカバーする集団的自衛権の部分的な行使の容認をめざしていた。

この安保法制のキー概念となったのが、集団的自衛権を行使する際の前提になる3つの条件（武力行使の新3要件）の一つである「存立危機事態」である<sup>(2)</sup>。それは、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」とされ、その場合には日本が直接攻撃されていなくとも反撃可能であるとされた。しかし、「密接な関係」があるとはいえ、「他国」が攻撃されただけで「日本の存立が脅かされる」のはどのような場合なのかについては、最後まで説得的な説明はなされなかった。

これは従来憲法9条解釈を変更するものだったが、その根拠とされたのは砂川事件最高裁判決<sup>(3)</sup>である。しかし、この判決は米軍駐留の根拠とされている安保条約を認めるものだったが、集団的自衛権には直接触れるものではなかった。それゆえ、砂川判決直後、岸信介首相は集団的自衛権について「憲法上は、日本は持っていない」と答弁していた<sup>(4)</sup>。

また、もう一つの根拠とされた1972年の「集団的自衛権と憲法との関係に関する政府資料」も「他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないとわざるを得ない」というものであった<sup>(5)</sup>。解釈変更を行った政府が示した根拠は、いずれも集団的自衛権の行使を認めるものではなく、だからこそ、それまでの歴代政府は個別自衛権を行使できても集団的自衛権は行使できないという立場を取ってきた。さすがに、この解釈を真っ向から変更することはできず、第2次安倍内閣も「新3要件」を設定した部分的容認とせざるを得なかった。

この問題が、2015年6月4日の憲法審査会で取り上げられた。集団的自衛権の部分的な行使容認について質問された長谷部恭男早稲田大学教授、小林節慶応大学名誉教授、笹田栄司早稲田大学教授はいずれも「憲法違反」だと証言し、ほとんどの憲法学者もこの立場を共有した。朝日新聞アンケートによれば、122人のうち憲法違反としたもの104人、違憲の可能性があるとしたもの15人に対し、合憲だとしたのはわずか2人にすぎない<sup>(6)</sup>。報道ステーションの調査では151人のうち

(2) 武力行使の3要件には、これ以外に、「国民を守るために他に適当な手段がない」「必要最小限度の実力行使にとどまる」という2つの要件がある。

(3) 「砂川事件最高裁大法廷判決」については<http://tamutamu2011.kuronowish.com/sunagawasaikousai.htm>を参照。

(4) 1960年3月31日、参院予算委員会。

(5) 「安全保障の法的基盤に関する 従来の見解について」は<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou2/dai4/siryu.pdf>を参照。

(6) 『朝日新聞』2015年7月11日付。

憲法違反 132 人，疑いがある 12 人，疑いはない 4 人という結果であった<sup>(7)</sup>。

このような状況であったにもかかわらず，安保法案は 2015 年 9 月 19 日に成立し，2016 年 3 月から施行された。この集団的自衛権の部分的容認によって可能となったのは，特例法ではなく恒久的な法を根拠にした自衛隊の海外派遣，米軍の兵站などの後方支援，戦闘行為となる戦時における機雷封鎖除去，訓練時を含む米艦等の防護，PKO 部隊による駆けつけ警護や宿営地の共同防衛などである。いずれも，これまでの自衛隊の任務に新たな任務が加わり，戦闘に巻き込まれる可能性を高めることになると思われたが，十分な教育・訓練を施すので新たなリスクは生まれないというのが政府の説明であった。

## (2) 安保法制制定手続き上の瑕疵

憲法によって制約されており 99 条によって尊重擁護義務を負っている国務大臣や国会議員が，従来の政府による 9 条解釈を勝手に変更して閣議決定を行い，法律を制定することが許されるのか。これが立憲主義の立場からする安保法制制定上の大きな疑義であった。ほとんどの憲法学者が違憲ないし違憲の疑いありとしたのは，このような立場からであろう。加えて，その制定プロセスも法制制定手続き上の瑕疵が否定しきれないものである。

たとえば，集団的自衛権行使容認の「武力行使の新 3 要件」の原案は，公明党の北側一雄副代表が内閣法制局に作らせて高村自民党副総裁に渡したもの<sup>(8)</sup>で，横畠内閣法制局長官と高村副総裁や北側副代表らが密談<sup>(9)</sup>して練り上げたものだった。根幹部分が水面下で作成されたことになる。

このような形で密室での検討が進んだ一方，そもそも法制局としての審査そのものがなかったのではないかの疑いが浮上した。公表された文書によると内閣法制局による決済日が 5 月 0 日となっており，受付日，審査した後に内閣に送付した進達日，閣議にかけられた日についての記入がなかったからである<sup>(10)</sup>。また，法制局は 9 条の解釈変更について内部での検討過程そのものを公文書として残していなかった<sup>(11)</sup>。公文書管理法第 4 条に違反する不手際である。

法案審議の過程でも，参院特別委員会での審議はとりわけ疑義の多いものだった。2015 年 9 月 17 日に地方公聴会が横浜で開催されたが，特別委員会での報告・審議はなく，公聴会後に委員会が開会され議長が着席した直後に委員が殺到して取り囲み，議場は大混乱に陥った。速記録では「議場騒然，聴取不能」と書かれていたが，その後提出された議事録では「可決すべきものと決定した」と記録されている。議事録が改ざんされたのではないかの疑いが濃厚である<sup>(12)</sup>。

## (3) 歴史的教訓——アメリカとドイツの失敗

安保法制については様々な問題点がある。なかでも，これまで戦闘に巻き込まれず，「殺し，殺される」ことのなかった自衛隊に新たな死傷者が生まれ，他国の人々に対する加害者になるのでは

(7) <http://www.tv-asahi.co.jp/hst/info/enquete/> を参照。

(8) 『西日本新聞』2015 年 6 月 20 日付。

(9) 『毎日新聞』2015 年 10 月 7 日付。

(10) 『毎日新聞』2016 年 9 月 26 日付。

(11) 『毎日新聞』2016 年 9 月 28 日付。

(12) 『東京新聞』2016 年 10 月 12 日付。

ないかとの懸念は大きい。この点で、アメリカとドイツの失敗に学ぶことは重要である。

そもそも今回の安保法制の整備は、自衛隊に手助けしてもらいたいとのアメリカの要請と国際社会でより能動的な役割を發揮したいという大国主義を背景とした安倍首相の意図とが合致した結果、実現したものだ。しかし、「自由と民主主義」を名目にした紛争介入は戦後アメリカの失敗の歴史そのものであり、失敗し続けてきたアメリカの要請に従って後追いすれば同じような失敗の歴史が繰り返されるだけである。

戦後最大の失敗事例ともいえるベトナム戦争は、トンキン湾事件のでっちあげによって介入が本格化した。最終的にはアメリカの若者5万8,000人が命を失い、ベトナムの人々は100万人以上が犠牲になったとされている。

もう一つの失敗事例であるイラク戦争とアフガニスタンへの介入も、大量破壊兵器の開発・保有疑惑を理由に開始された。しかし、イラクのフセイン政権は倒れたが大量破壊兵器の所在は確認されなかった。この二つの戦争でも、アメリカの若者約7,000人が命を失い、帰還した兵士の多くも心的外傷後ストレス障害（PTSD）に悩まされている<sup>(13)</sup>。

このようにして自国の若者の命を犠牲にして「自由と民主主義」のために闘ったアメリカはアジアや中東の人々によって感謝されたかという点、そうではない。かえって恨みを買ってテロの標的として狙われた。2001年に発生した9.11同時多発テロがその典型的な事例である。この事件によって3,000人が犠牲となり、日本人も24人が巻き添えとなった。

日本と似たような戦後史を歩んできたドイツも、軍の海外派兵については痛恨の失敗を犯している<sup>(14)</sup>。ドイツ軍はもともとNATO域外への派遣を禁じられているとされてきたが、憲法裁判所の解釈変更によって中東地域へも派兵できるとされ、国際治安支援部隊（ISAF）の一員としてアフガニスタンに派遣された。

ドイツ軍部隊は輸送などの兵站支援や秩序維持を担っていたが、襲撃されて反撃せざるを得なくなり、戦闘に巻き込まれて55人が死亡した。部隊が帰国してからも、400人以上がPTSDに悩まされているという。

同様のケースに近づきつつあるのが、南スーダンへの自衛隊派遣である。大統領派と副大統領派の武力抗争が再発し、停戦合意の破綻が明確になった。このようななかで、自衛隊部隊に「駆けつけ警護」や「宿営地の共同防衛」という新たな任務が付与された。ドイツ軍のように戦闘に巻き込まれて取り返しのつかない事態が生ずる前に撤退するべきだろう。

## 2 憲法改正に向けての動き

### (1) 自民党改憲草案

安保法制の整備と歩調を合わせるように、憲法の明文改憲についての動きも強まっている。しか

---

(13) イラクとアフガン戦争の帰還兵は200万人以上で、ランド研究所によるとうち60万人がPTSDなどを患っている。退役軍人とその家族でつくる団体「全米イラク・アフガニスタン帰還兵」(IAVA)によれば1日平均22人以上の退役軍人が自殺しているという。

(14) 『朝日新聞』2014年6月15日付。

し、安倍首相の思い通りに進んできたわけではない。当初、打ち出した96条先行改憲論は「裏口入学」ではないかとの批判を浴びて後景に退き、憲法審査会も15年6月以来、「開店休業」状態が続いた。9条改憲論についても世論の反対が強く、さし当りの課題とはなっていない。

他方で、7月の参院選で「憲法改正」を是とする勢力が3分の2以上に達した。とはいえ、一挙に改憲に向けての動きが進む環境にはない。最終的には国民投票という関門が待ち受けており、それを突破することを視野に入れた環境整備が求められるからである。この点では、安倍首相にとっていくつか乗り越えなければならない障害がある。

その第1は、自民党改憲草案の内容である。細かく触れる余裕はないが、為政者への憲法尊重擁護義務から国民に対する尊重義務へという立憲主義の逆転、天皇の元首化や国旗・国歌による国民主権の否定、歴史・文化・伝統を踏まえた人権や天賦人権説への異論など基本的人権への無理解、「公益及び公の秩序」規定による表現の自由に対する制限などが目立つ。

このほか、第18条（いかなる奴隷的拘束も受けない）や第97条（人権の永久不可侵規定）の削除、前文と9条2の書き換えによる平和主義の変質と自衛隊の「国防軍」化・「外征軍」化、個人の否定と古色蒼然とした家族・共同体観に基づく家族責任の導入などである。

この改憲案は民主国家としての憲法草案とは思えない内容に満ちており、保守色が強すぎる。自民党の保岡興治憲法改正推進本部長ですら、「保守的な考え方を強調して支持を広げるといった目的があったと思うし、政治色があまりありと出ていたかなと思う」と述べて「撤回するという性質のものではないが、固執はしない<sup>(15)</sup>」と、「棚上げ」の意向を示している。

同時に、保岡本部長は「緊急事態条項は必要だと思う」とも語っており、これを突破口とする意向にもじませていた。しかし、「お試し改憲」とされているこの条項は、「内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができる」とするなど、権力の集中、審議の省略、人権の制限による「打ち出の小槌」のようなもので、ワイマール共和国憲法第48条の大統領緊急権に類似している。ナチスの独裁に道を開いた条項と類似の機能を持つ条項の追加は許されない。

## (2) 改憲の限界と「壊憲」

その第2は、改憲の限界である。改憲とは憲法の条文を書き換えることであるが、どのような内容に書き換えても良いということではない。そこには限界がある。憲法の3大原理とされる国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義を踏み越えるような改憲は許されない。

現行憲法の前文には、「これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」と書かれている。この「原理」こそが憲法の3大原理であり、今日の日本が到達した自由で民主的な平和国家としての国の形を壊すような「壊憲」は許されない。

戦後、何回も憲法を書き換えてきたドイツの基本法（憲法）にも改憲についての限界が示されており、その枠内での改憲であったことを忘れてはならない。第79条は第1条と第20条に定められている諸原則に抵触するような改正は許されないとし、人間の尊厳、人権、民主的かつ社会的連邦

(15) 『朝日新聞』11月1日付。

国家という原則を明示している。それが破られようとするときには「抵抗権を有する」としているように、基本法の諸原則を「壊す」ような「壊憲」は、ドイツ憲法によっても排除されているのである。

### (3) 「そんなことをしている場合なのか」

そして第3は、「そんなことをしている場合なのか」という意見の強まりである。憲法は不磨の大典ではなく、不都合があれば改正すればよい。しかし、ここで問われているのは、それほどの不都合がこれまで生じてきているのかということである。

これから憲法審査会を開いて改憲条項を絞り込むということ自体が、それほどの不都合がなかったという現実を示している。不都合な点が明確であれば、何も「絞り込む」必要などないからである。

国民投票を伴う改憲には膨大なエネルギーや公金が必要となり、最終的には国民全体を巻き込んだ熟議と投票を不可避としている。それほどの政治的エネルギーを憲法に割く必要性や余裕が、果たして今あるのだろうか。そのようなことで政治のエネルギーが無駄使いされてよいのだろうか。このことが、問われなければならない。

このような立場から安倍首相に対して経済界からの諫言が出されている。榊原定征経団連会長による「憲法は後でいい」という発言である<sup>(16)</sup>。榊原会長は「憲法を時代に即したものに変わっていく必要性は、一般論としてはその通りです」としながらも、「ただ、経済界からすると、優先順位は憲法ではなく、経済再生」だとし、「『憲法は後にしたってよろしい』と言うくらいのつもりです。経済界としては、このような経済、社会保障、財政の状況にある時期ですから、まさに『経済最優先』の主張を強く発信するところだと思います」と強調している。

このような発言の背後には、経済界としての強烈的な危機感がある。榊原会長は日本のGDP（国内総生産）、世界シェア、国際社会における経済的プレゼンス、人口と生産年齢人口の減少、他方での社会保障給付や医療費、国と地方合わせた長期債務残高などの増加を指摘し、「これほど債務を抱えている先進国はありません。この流れを変えないと、日本はまさに消滅してしまいます」と警告している。

経団連会長のこの発言は、改憲に前のめりとなっている安倍首相への異議申し立てとなっている。日本の経済と社会が深刻な危機状況に陥っているのに、相も変わらず「壊憲」に精力を費やそうとしている安倍首相の暴走ぶりが、経済界までも「『憲法は後にしたってよろしい』とも言うくらいのつもり」にしてしまったということだろう。

## 3 日本外交の大転換——対米従属と中国包囲網の形成

### (1) 対米従属の強まり

安倍首相は2015年9月に集団的自衛権の行使容認を含む安保法を成立させ、それ以前に行った

---

(16) 『朝日新聞』2016年10月7日付。

日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の再改定とあわせてアメリカとの同盟関係をより強固にした。アメリカによる対日要求に対する屈服という点では歴代自民政権以上の対米従属性を示すものとなっている。

安保法制の整備が政治課題として浮上した際、注目されたのが「第3次アーミテージ・ナイレポート」である。リチャード・アーミテージ元国務副長官とジョセフ・ナイハーバード大学教授という2人の「知日派」米高官によって提出された日本の外交・安全保障政策についての報告書はこう呼ばれてきた。これまで2000年10月に第1次、2007年2月に第2次、そして2012年8月に第3次と3回出されているが、とりわけ注目されたのが3回目のレポートである。

これについて、2015年8月19日の参院特別委員会で注目すべき質疑がなされた。「生活の党と山本太郎となかまたち」共同代表の山本太郎参院議員による質問である<sup>(17)</sup>。

このとき山本議員は、下記のようなボードを掲げ、「この『第3次アーミテージ・ナイレポート』の日本への提言、今回の安保法制の内容にいかされていると思いますか」と、中谷防衛大臣に質問した。中谷大臣は「このレポートで指摘をされた点もございしますが、結果として重なっている部分もあると考えておりますけれども、あくまでも、我が国の主体的な取り組みとして、研究、検討して作ったものであるということでございます」と答弁している。

第3次アーミテージ・ナイレポート(2012年8月) ～日本への提言(9項目)	
1	原発の再稼働
2	海賊対処・ペルシャ湾の船舶交通の保護、シーレーンの保護、イラン核開発への対処
3	TPP交渉参加～日本のTPP参加は米国の戦略目標
4	日韓「歴史問題」直視・日米韓軍事的関与
5	インド・オーストラリア・フィリピン・台湾等の連携
6	日本の領域を超えた情報・監視・偵察活動 平時・緊張・危機・戦時の米軍と自衛隊の全面協力
7	日本単独で掃海艇をホルムズ海峡に派遣 米軍との共同による南シナ海における監視活動
8	日米間の、あるいは日本が保有する国家機密の保全
9	国連平和維持活動(PKO)の法的権限の範囲拡大
その他	
10	集団的自衛権の禁止は同盟にとって障害だ
11	共同訓練、兵器の共同開発、ジョイント・サイバー・セキュリティセンター
12	日本の防衛産業に技術の輸出を行うよう働きかける
<small>2015年8月19日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 生活の党と山本太郎となかまたち：山本太郎 &lt;第3次アーミテージ・ナイレポート/海上自衛隊幹部学校ホームページ コラム033より 山本太郎事務所作成&gt;</small>	

出所：山本太郎事務所

(17) 8月19日参院特別委、山本太郎議員の午前の質疑全文。http://iwj.co.jp/wj/open/archives/258755 参照。

このレポートに示されているように、アメリカは民間人による提言という形をとって日本に対する軍事分担と日米同盟の強化を求めていた。提言の内容は「国連平和維持活動（PKO）の法的権限の範囲拡大」や「集団的自衛権の禁止」の解除など、今回の安保法制によって実行可能になった内容と「結果として重なっている部分」がある。それだけでなく、「原発の再稼働」「TPP 交渉参加」「インド・オーストラリア・フィリピン・台湾等の連携」「米軍と自衛隊の全面協力」「国家機密の保全」から「防衛産業に技術の輸出を働きかける」ことに至るまで、安倍政権が取り組んできた外交・安全保障政策の大転換を先取りするものとなっている。

## (2) 中国包囲網形成のための「価値観外交」

このような外交・安全保障政策の大転換の背後にあるのは、安倍首相による「価値観外交」である。安倍首相自身はこれを「地球儀外交」と称しているが、それは「単に2国間関係だけを見つめるのではなく、地球儀を眺めるように世界全体を俯瞰して自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値に立脚し、戦略的な外交を展開していく<sup>(18)</sup>」という外交方針である。

「基本的価値」に立脚するという基準に基づくから「価値観外交」であり、その「戦略」はこのような価値に基づかず、国際法に反して南シナ海への進出を続けている中国を外交的に包囲し、その影響力を削ぐというものである。これは、中国の海洋進出に対抗して「航行の自由作戦」を実施しているアメリカの外交・安全保障政策に沿うものでもあった。

同時に、シーレーンの要衝である南シナ海の自由な航行を脅かす可能性のある中国を包囲してその動きを封じることは、この海域を通じて石油などの重要資源を輸入している日本にとっても利益になると考えられた。安倍首相が最初の外遊先に選んだのは、インドネシア、タイ、ベトナムの3カ国だったという事実が、このような戦略的な目的を明示している。

しかし、このような「価値観外交」は日本周辺のアジアに限られていない。それはまさに「地球儀を眺めるように世界全体を俯瞰」するものであった。2016年9月18～24日の第71回国連総会への出席とキューバ訪問によって、安倍首相による訪問国・地域は65カ国に上る<sup>(19)</sup>。

この間の外国訪問によって、安倍首相が「世界中でバラまいてきた資金援助の額は30兆円近くに上る<sup>(20)</sup>」とされている。1,000兆円を上回る財政赤字を抱えている日本がこのよう多額の対外援助を行う余裕があるのか、そのような資金があれば国内での福祉や教育などの施策の充実に充てるべきではないのか、などの批判が生ずるのも当然であろう。

## (3) 南シナ海沿岸国への支援

このような「価値観外交」が軍事的な色彩を強めつつ実施されているのが、南シナ海沿岸諸国に対する支援である。2016年11月4日、政府はマレーシアに対して大型巡視船2隻を供与する方針を固めた。これは中国の海洋進出に対抗する南シナ海沿岸国支援の一環だとされている。マレーシ

(18) 2013年（平成25年）1月の所信表明演説。

(19) 「総理大臣の外国訪問一覧（2006（平成18）年1月から2016（平成28）年9月まで）。[http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/page24\\_000037.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/page24_000037.html) 参照。

(20) 『日刊ゲンダイ』2015年10月2日付。

アは経済的には中国との関係が深い、南沙諸島の領有権をめぐる中国と対立関係にある。このような事情を踏まえた支援策であり、「中国包囲網」形成策の一環でもある。

これまでも日本は、東南アジアにおける海上警備能力の向上のために、ベトナムに対して中型船舶6隻を巡視船として無償供与し、新造巡視船の供与についても調査・検討中とされている。また、インドネシアに対して新造巡視船3隻を無償供与している。

フィリピンには大型巡視船2隻の新造・供与を約束し、新造の巡視艇10隻の引き渡しが始まった。海上自衛隊の双発練習機5機の貸与も決まり、その教育・訓練に教官や整備の技術者も派遣される。しかし、最近になってフィリピンのドゥテルテ大統領は、南シナ海での日米共同のパトロールに参加しないことを表明した。その結果、何のために巡視船を供与し軍事協力を行うのかが不明になってしまった。安倍政権の「中国包囲網」形成策のチグハグぶりを象徴するような事例だといえよう。

#### 4 在日米軍基地・自衛隊基地をめぐる問題

##### (1) 在日米軍基地の強化

安倍政権は沖縄県で「普天間基地の危険性除去」のためとして、辺野古での新基地建設を進める一方、「基地負担の軽減」を掲げて沖縄県東村高江での米軍オスプレイパッド（着陸帯）6か所の年内完成をめざして工事を急いでいる。これによって、強襲揚陸艦も接岸可能な最新鋭の基地と、オスプレイの運用が可能となる最新鋭の着陸帯が生まれる。

米軍基地が強化されているのは沖縄だけではない。米軍横須賀基地への最新鋭原子力空母「ロナルド・レーガン」の配備と最新鋭イージス艦の追加配備によって過去最多の14隻態勢となり、米軍三沢基地への無人偵察機「グローバルホーク」の配備、丹後半島の経ヶ岬でのミサイル防衛用早期警戒レーダーの運用開始などが進められてきた。

また、「沖縄への配慮」を理由に、2017年後半からは米軍横田基地に特殊作戦機CV22 オスプレイが配備され、その整備拠点が千葉県の上野原駐屯地に整備される。嘉手納所属機やオスプレイの訓練移転、普天間基地から米海兵隊岩国基地への空中空輸機の移駐、嘉手納基地の特殊作戦機や沖縄の特殊部隊による横田基地でのパラシュート降下訓練などの動きも出ている。

##### (2) 日米間の軍事的一体化

このような米軍基地の強化とともに進行しているのが日米間の軍事的一体化である<sup>(21)</sup>。それは、これまでもインド洋やイラク戦争での米軍支援、自衛隊司令部の米軍基地移転、日米共同演習の拡大・深化<sup>(22)</sup>などの形で進んできたが、さらに新たな動きが出ている。その象徴的事例が防衛省の

(21) 他国軍隊との軍事協力は日米間だけに限られない。2016年11月、航空自衛隊は青森県三沢基地でイギリス空軍との共同訓練を実施し、稲田防衛大臣も視察に訪れた。航空自衛隊がアメリカ以外の国と国内で訓練するのは初めてのことである。

(22) 安保法施行後、その内容を反映した初めての日米共同訓練が2016年11月に沖縄県東方沖で実施された。「重要影響事態」下での日米共同での捜索救助という想定での訓練だったという。

2017年度の概算要求で明らかになった「日米共同部」の新設である<sup>(23)</sup>。

すでに安倍首相は第1次内閣の時代に防衛庁を省に格上げし、独自の予算要求権限を与えていた。また、座間駐屯地内に防衛大臣直轄の機動運用部隊である中央即応集団を新たに編成し、いつでも海外派遣できる体制を整えていた。これを再編し、これまで全国5方面に分かれていた陸上自衛隊の部隊を統括する「陸上総隊」(仮称)を新設し、その中に「日米共同部」を設け、キャンプ座間にある在日米陸軍司令部との連絡調整窓口の役割をもたせるといふ。

その背後には二つの動きがあった。一つは、2015年4月改定の「日米防衛協力のための指針」(新々ガイドライン)であり、ここには日米両政府が「共同計画策定メカニズムを通じ、共同計画の策定を行う」と書かれていた。「日米共同部」の新設は、その具体化ということになる。

もう一つは、文官統制の廃止である。自衛隊に対する統制には、「文民統制(シビリアンコントロール)」だけではなく、その一部として文官(背広組)による自衛官(制服組)に対する統制があった(文官統制)。しかし、2015年6月の防衛省設置法の改正によってそれまで上位にあった官房長と局長を各幕僚長と同等の位置付けにした。「背広組優位」の規定は戦前に軍部が暴走した歴史の教訓を踏まえており、防衛庁と自衛隊の発足当時から設けられてきたものだった。日米間の軍事の一体化が進む下で、その教訓も捨て去られることになった。

### (3) 自衛隊基地の強化と南西諸島の「要塞」化

在日米軍基地の強化、日米間の軍事の一体化と歩調を合わせて、自衛隊基地の強化と南西諸島の「要塞」化も進められている。とりわけ、新たな部隊編成とアメリカ製の最新鋭装備の導入が目につく。

佐世保を拠点に、島嶼防衛を念頭においた日本版海兵隊とも言える「水陸機動団」が新たに編成される。これに伴ってオスプレイが17機導入され佐賀空港に配備されようとしている。また、三沢基地へのF35Aステルス戦闘機の配備、横田基地と小牧基地の隣接地での整備拠点の設置、航空自衛隊美保基地への最新鋭空中輸機KC46Aの配備、埼玉県入間基地への新型輸送機C2の配備と海外で負傷した自衛隊員を治療するための自衛隊病院の設置なども計画されている。

とりわけ、安倍政権下で急速に進みつつあるのが、「中国の脅威」と島嶼防衛力の強化を理由にした南西諸島の「要塞」化である。奄美、宮古、石垣、与那国へ自衛隊とミサイルを配備しようという計画が進んでいる。

すでに2016年3月、与那国島には沿岸監視部隊約160人が配備され、奄美大島への警備部隊、地対空・地対艦ミサイル部隊の配備についての準備も進みつつある。宮古島と石垣島では配備予定地の住民による激しい反対運動が展開されている。今でさえ、尖閣諸島の領有権をめぐる中国との緊張関係が生じているのに、このような南西諸島の「要塞」化が進めばますます軍事的緊張が高まり、抑止力どころか攻撃への呼び水となってしまうのではないかと懸念が強まっている。

---

(23) 『毎日新聞』2016年10月26日付夕刊。

## むすび

安保法制の整備によって抑止力が高まり、日本周辺の安全保障環境は改善しただろうか。かえって安全保障環境を悪化させ、日本と日本人の安全を損なうことになったというのが現実の姿ではないか。安保法成立後も中国の海洋進出は止まず、北朝鮮の核開発とミサイルの発射実験の回数は増えた。バングラデシュでは、昨年10月に1人、今年7月に7人の日本人が殺されるという事件が起きている。

7月の参院選の結果、衆参両院で改憲勢力が3分の2を越えるという新たな事態が生じた。しかし、その中身は一様ではなく、憲法の3大原理の枠内での「改憲」とそれを破壊する「壊憲」を目指す勢力が混在している。また、改憲をめぐるのは、優先順位の問題が提起されている。アベノミクスの失敗によるデフレ不況の再現、少子化問題の深刻化、社会保障や労働環境の悪化、貧困化と格差の拡大など問題山積のいま、そのようなことをやっている場合なのかという声が高まっているのは当然だろう。

外交・安全保障政策における安倍政権下での大転換は、日本外交の大きな失敗を招く結果となった。対米従属を強め、アメリカの意図をおもんばかって中国包囲にばかり関心を向けているために世界を見る目が歪んでしまったのである。その結果、唯一の戦争被爆国でありながら核兵器禁止条約についての交渉開始を求める国連決議案に反対し、地球温暖化対策の新しい国際的枠組みである「パリ条約」の批准が遅れて締約国の初会合に間に合わないという外交的失策を犯した。

「戦争できる国」になるためには、安保法制という法律や制度などのシステム、軍事力の増強や基地の強化などのハードだけではなく、戦地に赴く人材の養成や戦争を支える社会意識の形成というソフト面での整備も必要とされる。システムとハードの整備については本稿でも明らかにしてきたが、ソフト面にまで言及する余裕はなかった。

しかし、安倍首相は第1次内閣の時代から「教育再生」に取り組み、第2次内閣になってからは「教育再生実行会議」を設置して教育への介入を強め、マスメディアに対する懐柔と介入・統制にも力を入れている<sup>(24)</sup>。特定秘密保護法の制定、武器輸出3原則の緩和、集団的自衛権の行使容認と安保法の制定など「戦争できる国」となるために必要なシステムの整備だけでなく、ハードやソフトを含むすべての面で、着々と既成事実化が図られていることを強調しておきたい。

安全保障法制・憲法改正・外交・基地問題等において打ち出されてきた政策転換は、日本と日本人の安全を低下させ、国費の無駄を生んで日本社会の荒廃を招き、国際社会への不適合を生み出す。それはいずれ大きなツケとなって日本国民を苦しめることになるだろう。その時になって「シマッタ」と思ってからでは遅い。そうならないために、知るべきことを知る勇氣、騙されないための知性、正しいと思ったら足を踏み出す行動力が、今ほど求められているときはない。

(いがらし・じん 法政大学名誉教授・大原社会問題研究所名誉研究員)

(24) その結果、日本における報道の自由度は年々後退している。国際NGO「国境なき記者団」によれば2016年のランキングは前々年の59位、前年の61位から後退し、180カ国中72位となった。